

1995.3.26

ごあいさつ

今年一月一七日午前五時四六分、兵庫県南部を襲った地震は、五四〇〇名を越える人々が死亡するという大きな災害となりました。亡くなられた方に心からお見舞い申し上げます。また『むくげ通信』の多くの読者からお便りやお見舞いをいただき感謝をしています。

むくげの会の会員も家が全壊、半壊した者もいますが、元気に活動を再開しています。事務所をおく神戸、学生青年センターは、壁や床の一部に亀裂が入っていますが、柱に傷はなく修理することによって使用が可能な状態です。しかし、避難した会員もあり、また六甲近辺は特に交通が寸断されており、これまでのように毎週火曜日に研究会をもつということはできません。三月二十五日の段階で、JRの六甲道は不通で、阪急電車は王子公園ー御影間は電車が通っていますが、御影から西宮北口までが不通のため、大阪、宝塚からセンターに来るのが特に不便な状況です。

一月二九日に『むくげ通信』の発行を予定していましたが、このような事情で発行できず、二ヶ月遅れで合併号をお届けする次第です。通信の購読料も延長する必要があるのですが、事務的にも煩雑ですし、地震故の合併号ということをご容赦を願います。

去る二月二六日(日)、昼間に震災以後初めて学生センターで顔合わせをし、当分の間月一回日曜日の午後に研究会をすること、「むくげ通信」のことなどを話し合いました。またその日には、高槻から水野直樹さんが団地の管理組合に働きかけて学生センターに避難している留学生のために自転車、衣類等の物資を運んできました。ありがとうございます。

我々にとつて一生忘ることのできない体験となつた「阪神・淡路大震災」を記録にとどめるために、『むくげ通信』を大震災の特集として組むことにいたしました。最初の各人の地震体験は、被害の大きい者順になつています。

感謝申し上げるとともに今後ともご支援をよろしくお願いします。

一九九五年三月二六日

むくげの会

阪神大震災と外国人

—オーバーステイ外国人の治療費、弔慰金をめぐつて—

飛田雄一

今回の震災は、多くの人に多大な被害をもたらした。この地域に住む外国人も同じように被害を受けた。彼らも等しく被害を受けたものとして、日本人と差別されるようなことがあつてはならないのは、当然のことである。

神戸学生青年センターでは留学生・就学生の支援活動を行つてゐるが、一方で「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」のメンバーとしても活動している。その救援連絡会議の分科会の一つとして外国人救援ネットがあり、そこが中心となつて今回の震災で被害を受けた外国人の救援活動を開いている。そこではオーバーステイの外国人の医療費問題、弔慰金の支払い問題などに取り組んでいる。兵庫県、神戸市あるいは東京での厚生省との交渉なども行つていて。

本稿では、これらの活動の過程で問題となつていて、解決されるべき課題について考えてみたいと重う。

今回の震災では重傷患者も多く出ているが、その中にクラッシュ症候群といわれているものもある。それは長時間、柱などにはさ

まれたため筋肉に異常をきたし、その部分から毒素が出て腎機能に障害が生じるのである。治療のためには人工透析が必要となるが、それには多くの費用がかかる。後に述べるように健康保険に入している場合には、今回の震災時においては特別措置が講じられ、一割あるいは三割の本人負担分が免除されるが、保険に入していない、あるいは加入できない外国人の場合にはその費用の支払いが問題となつてくるのである。

外国人も国民健康保険に加入しておくことが望ましいが、費用の問題で加入していない外国人も多い。また、一九九二年四月より厚生省が健康保険加入のための「一年以上の滞在」という条件を厳しく運用することとなつたため、加入したくとも加入できない外国人も増えている。例えば六ヶ月のビザを更新して数年間日本で生活している場合でも、向こう一年以上ビザ取得という条件を満たしていないため加入できなくなつたのである。その意味では当然であるが、オーバーステイの外国人も加入できない。

そのような状況の中で、例えば次頁の記事のように、神戸市の人工透析等の治療費約三〇〇万円の支払いができずに誓約書を書

による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」（昭和40・5・11 厚生省社一六二）で、都道府県知事が定める場合の基準が示されているが、それによると例えば、避難所については七日間にわたって八五〇円の食事が支給されることになつており、行方不明者については三日間の捜索が行われることになつてている。

医療については、「診療、薬剤又は治療材料の支給、措置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護」がその対象となつており、費用は、「救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の補修費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保健の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする」と定められている。「国民健康保険の診療報酬の額以内」というのは、保険の対象とならない特別な入れ歯などを除外するというような

二、炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四、医療及び助産
五、災害にかかつた者の救出
六、災害にかかつた住居の応急修理
七、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八、学用品の給与
九、埋葬
一〇、前各号に規定するものの他、命令で定めるもの

で治療を受けていたビザ切れのペルーカ人男性(四〇)が十一日、退院した。男性は健保険がないため、治療費は全額本人負担。治療費約三百万円の支払いを約束する誓約書を病院に提出し、帰国の途に着いた。

男性はボランティアが用意した飛行機のチケットで母国に向かったという。

男性は昨年七月、観光ビザで入国。阪神大震災で住んでいた神戸市内のアパートが崩れ、被災。和歌山市内の病院に入院し、人工透析などの治療を受けた。

いで帰国している。外国人地震情報センターの調べによると、三月一三日現在の「多額の治療費が発生している外国人被災者」として次の事例が報告されてゐる。

このうち①は新聞記事のペルー人のひとりである。
オーバーステイの外国人もこのように緊急医療が必要とされる場合に、治療が受けられるようになされなければならない。もし強制送還の問題が生じるとしてもそれは治療とは別の問題となる。健康を回復してから別個に考えればいいことである。

② 韓国人一名／八尾市内の病院を三月二日に退院。オーバーステイ。医療費二〇〇万円。

大きな災害の時には「災害救助法」（昭和22・10・18 法一八）が適用されることになつてゐる。今回の阪神・淡路大震災では、神戸、阪神、淡路地区などにこの法律が適用されたことはよく知られている。それによつて様々な避難所の設置等の施策が行われてゐるのである。

災害救助法の趣旨は、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする」（第一条）ものだ。そしてその具体的な救助の内容は、同法二三條に次のように書かれている。

意味で、それ以上の意味はない。

「医療の期間は災害発生の日から一四日以内となつてゐるが、三日間とされている行方不明の捜索も、七日間とされてゐる避難所の開設も現在まで延長されてゐる現状から見ると、当然この一四日間というのも延長されるものであると考えられる。同通知にも、「救助の程度、方法及び期間」については、「この基準により難い特別の事情のあるときは、その都度厚生大臣に協議し、特別基準を設定することができる」と定められている。

これらの規定によれば当然、先の事例で示したようなオーバーステイの外国人の治療費も災害救助法によつて支払われると考えられるのである。災害救助法によつて避難所では一人八五〇円の食料が支給されてゐるわけで、その八五〇円を避難者に請求することはない。同じように医療費についても当の被災者に請求することはないとないと考えられる。もし被災者に治療費を請求するとすればそれは避難所にいる者に一日八五〇円の食事代を請求するのに等しいというのはへ理屈なのだろうか。

三月一四日には、地元N G O 救援連絡会議の草地賢一代表に口頭で兵庫県より回答があつた。それは次のような内容である。・

① 災害救助法の対象者
対象者は、被災地内にあり、現に救助を必要とする者で、国籍や合法、不法の区別なく適用される。従つて、不法滞在者も災害救助法の対象となる。

② 災害救助法の対象となる医療の範囲

1995.3.26

1995.3.26

厚生省の見解によると、災害救助法の対象となる医療は、救護班またはそこを経由した病院・診療所によって行われたものに限定される。(救護班は、県、市、町、日本赤十字が設置する。)

ただ、具体的なケースによつて、法の対象となるかどうかが異なつてくると思われる。

①と②の関連がよく分らないが、①は兵庫県の見解で、②では厚生省にも気をつかつてることを表しているのだろうか。いずれにしても兵庫県が「不法滞在者も災害救助法の対象となる」と明言していくことにつきこの回答の価値がある。

一方、厚生省は?

三月二〇日には東京の支援グループとともに厚生省に申し入れに行つた。ちょうど「地下鉄サリン事件」の日である。私は、前日から新宿に泊つていて、朝九時過ぎに地下鉄丸の内線で参議院議員会館に向つた。車内で「爆弾事件のため霞ヶ関駅を通過します」というアナウンスがあつた。私は、その手前の国会議事堂で降りた。地上にすると消防車、救急車、パトカーがたくさんとまつている。テレビカメラマンに聞くと、毒ガスで死者も出ているとのことだつた。一〇時から打ち合せをしたが、地震以来持ち歩いているトランジスターで事件の概要は知ることができた。一一時半から約一時間、交渉を行つた。厚生省側から出席したのは、社会援護局監査指導課生活保護監査官・藤崎誠一、社会援護局課長補佐・佐藤永治、保険局国民健康保険課企画法令係長・朝川知昭、社会援護局保護課救援係長・谷口新吾、社会援護局企

厚生省の見解は、災害救助法による医療の対象は国籍・在留資格を問わないが、一次応急的な救護班が処理できる範囲に限られるものであつた。その救護班は、三月一七日の当日にすでに岡山の日赤が設置されたのは二〇日のことだと聞いている。

厚生省によると災害救助法とは無関係になるという。冷酷にも今回に岡山の日赤が設置したという(私は、実際に神戸市東灘区に救護班が設置されたのは二〇日のことだと聞いている)。

先に紹介した兵庫県の回答の中にあつた厚生省見解Ⅱ「救護班またはそこを経由した病院・診療所によって行われたものに限定される」が、更に限定的なものとされている。救護班によるものになり、災害救助法とは無関係になるという。冷酷にも今回に岡山の日赤が設置したという(私は、実際に神戸市東灘区に救護班が設置されたのは二〇日のことだと聞いている)。

厚生省によると災害救助法の医療費支給は、あくまで医者の役務提供および薬等の現物支給によるもので、お金の支払いは発生しないとのことだ。今回の震災で一般の被保険者の本人負担分が免除されているが、それは国民健康保険(三割自己負担)が国民健康保険法四三三条三項一号および四三三条の八第一項の規定により、社会保険(一割自己負担)が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」二五条によるもので、窮していたが……。

災害救助法によるものではないとのことだ。

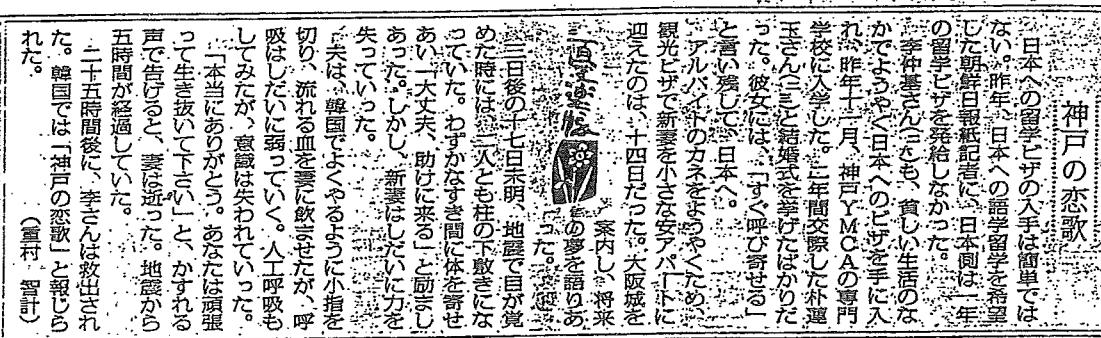
弔慰金の支払いをめぐつて
と考えている。

今回の交渉における厚生省の態度は、災害救助法の精神を狭く解釈し、実際に起こつてゐる問題に目をそむけている。災害救助法の適用に関しては国から地方自治体への「機関委任事務」となつており厚生省の指導が強いとも考えられる。しかし建前は都道府県知事が判断に委ねられるものとなつてゐる。

同法三條には、「市町村は条令の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる」とある。オーバーステイの外国人にたいしても日本赤十字社関係の義援金(一〇〇万円)、兵庫県の全壊一〇万円、半壊五万円の援護金および神戸市が支払う見舞金(全壊四万円、半壊二万円)が支払われることになつてゐることからも、弔慰金についても支払われるものであると思う。

今年二月八日に開かれた参議院予算委員会集中審議において井手厚生大臣は次のように発言している。

国籍要件はございませんから、永住外国人はもちろん、企業の駐在人や、留学生の皆さんも、一般的に国内に住所を有していふとみられるため、災害弔慰金の対象になります。しかしながら努力を続けたい



毎日新聞 95.1.25

厚生省の見解は、災害救助法による医療の対象は国籍・在留資格を問わないが、一次応急的な救護班が処理できる範囲に限られるものであつた。その救護班は、三月一七日の当日にすでに岡山の日赤が設置されたのは二〇日のことだと聞いている。

厚生省によると災害救助法とは無関係になるという。冷酷にも今回に岡山の日赤が設置したという(私は、実際に神戸市東灘区に救護班が設置されたのは二〇日のことだと聞いている)。

厚生省によると災害救助法の医療費支給は、あくまで医者の役務提供および薬等の現物支給によるもので、お金の支払いは発生しないとのことだ。今回の震災で一般の被保険者の本人負担分が免除されているが、それは国民健康保険(三割自己負担)が国民健康保険法四三三条三項一号および四三三条の八第一項の規定により、社会保険(一割自己負担)が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」二五条によるもので、窮っていたが……。

厚生省によると災害救助法の医療費支給は、あくまで医者の役務提供および薬等の現物支給によるもので、お金の支払いは発生しないとのことだ。われわれが、救護班で治療不可能なので病院に移送されたのであり地震後の治療がすべて救護班で行い得なかつたことなどを指摘し、保険に加入できない外国人のクラッシュ患者を放置するのかと聞くと、さすがに返答に

だけで、そこを経由して病院に入院したら健康保険が適用されることになり、災害救助法とは無関係になるという。冷酷にも今回に岡山の日赤が設置したという(私は、実際に神戸市東灘区に救護班が設置されたのは二〇日のことだと聞いている)。

厚生省によると災害救助法の医療費支給は、あくまで医者の役務提供および薬等の現物支給によるもので、お金の支払いは発生しないとのことだ。われわれが、救護班で治療不可能なので病院に移送されたのであり地震後の治療がすべて救護班で行い得なかつたことなどを指摘し、保険に加入できない外国人のクラッシュ患者を放置するのかと聞くと、さすがに返答に

だけで、そこを経由して病院に入院したら健康保険が適用されることになり、災害救助法とは無関係になるという。冷酷にも今回に岡山の日赤が設置したという(私は、実際に神戸市東灘区に救護班が設置されたのは二〇日のことだと聞いている)。

1995.3.26

1995.3.26

ら、不法滞在外国人につきましては、適法に日本国内に住所を有しているとは認めがたく、またほかの給付との整合性もあります。だいたい、どなたにお支払いしていいのか分らん、ということもありまして、なかなかこの弔慰金の対象にするのは難しいとみられます。各自治体で、義援金等で、何か処置をして頂く以外になんじやないかなあと、こんな風に考えているところが現状でございます。

厚生省交渉において、この弔慰金問題も取り上げられた。われわれが、オーバーステイの外国人に弔慰金を支払わないという根拠を問うと、「災害弔慰金の支払等に関する法律」の「住民」の問題だという。大臣答弁にでてきているが、オーバーステイおよび旅行者は「住民」ではないから支払われないというのである。新聞記事で紹介した韓国人の女性やオーバーステイの死亡者の遺族には支払われないという見解だ。厚生省の紋切型の見解は到底容認できないが、実際の支払い窓口である各市町村での交渉に力を移した方が得策であるという感じである。今回の震災では戸に旅行中に死亡した日本人が何名かいるが、住民でない彼らに弔慰金は支払われないのでどうか。そんなことはないと思う。オーバーステイ等の外国人を切り捨てるためにだけ「住民」論が用いられているとすれば、そんなものが通用するはずがない。

おわりに

阪神大震災と外国人について考えてみると、地震以前に起つたことが地震後にも起つていて、その気がする。

私も原告となつて、スリランカ人留学生ゴドウインさんの生活保護をめぐる裁判がちょうど三月二七日に結審を迎えることに

激震地帯の真ん中にいた私

佐々木 道雄

目を覚ました途端、ドン・ガチャーン・ガタン・ギャーといった激しい音と叫び声がマンション中に響いた。あまりの激しい揺れに「地球が壊れたのか?」「核戦争が起つたのか?」と瞬思ふほどであった。揺れは、上下三〇四〇センチほどに感じられた。暗闇の中で、落ちてきた重さ五〇キロはあるかと思う整理タンスを手で支えながら私は、「マンションが倒れないか、壊れないか」としっかりと目を見開いていた。不思議と恐怖感はなかった。ただ、そばで布団を被つている妻と子のことが心配であった。

怪我はなかった。我が家も立っている。しかし、足の踏み場がない。

明るくなるまで待つて、部屋を片付けながら窓の外を見て驚いた。高地病院が傾き、我が家マンションの渡り廊下が落なし、隣棟も傾いているではないか。部屋の大まかな片付けを済ませて外へ出て更に驚いた。地面には地割れが走り、電信柱が道を塞いでいる。木造の家屋は道路の上まで飛ばされてから倒れている。道は遮られ、まともに通れる道はほとんどない。ペシャンこになった家、片側に崩れ落ちた家、さらに近くの市場(本山センター街・小路市場)は、積木をひっくりかえしたような無残な姿に変わり果てていた。

町は静かであった。瓦礫の下にたくさんの人々を閉じ込められていることを知りながら、助け出す手立てがないのだ。救急車もパトカーも消防車も走らない。静かな町であった。

情報は何もない。とにかくこれだけの惨事なら、しばらく助けは来ないだろうと思った。まず、飲水と食べ物を確保しなくては。余震が引つ切り無しに続いため、離れ離れになつて被災すると困るので、家族一緒に北のほうに向かった。

空襲の後のようだなと思いつながらJR線の北側に行つて驚いた。何と、ほとんどの家が壊れずに立っているではないか。歩いてわずか一〇分の幅の地域が潰滅しているのに、阪急岡本の周辺は被害がほとんど目につかない。

これが幸いした。当日とその翌日に、行列をして岡本周辺で飲水と食べ物を確保できたからである。それから二日間、太陽の光だけがよりの生活を送った。震災の朝の静けさとは対照的に、凄い騒音が響き始めた。ヘリコプターである。何機も昼夜を違わず間断無く低空で飛来するからたまらない。始終、窓がビリと振動する。そして、遠方から救援にかけつけた救急車、パトカー、そして

なつたが、根のところに同じ問題が横たわっている。くも膜下出血で緊急入院したゴドウインさんに対する厚生省が、永住者・定住者以外に生活保護が適用されないのでからと医療費の支払いを拒否したことからゴドウインさんは始つた。最後の皆の生活保護が拒否されている外国人が日本の中に存在していたことが根本問題であつたのである。

今回の震災においては、医療費については健康保険加入を理屈適用にストップをかけた厚生省も、今回の事態のなかで医療費、弔慰金において留学生にその適用範囲を広げた。震災で被害を受けた外国人にも同情が集まっている状況下で、そこまで切り捨てしようとしている。阪神大震災における外国人の取り扱いにおいて最も差別のないはずの災害救助法等をすべての外国人に適用させるべく活動を継続しているが、厚生省の恣意的な「解釈」を行つて排除されたのでは世論の反発に耐えられないと判断しているのであろう。非常時に対処するための法律で国籍、在留資格において最も差別のないはずの災害救助法等をすべての外国人に適用させるべく活動を継続しているが、厚生省の恣意的な「解釈」を行つて排除されたのでは世論の反発に耐えられないと判断しているのであろう。死を無駄にしないためにもこの現実を改めさせねばならない。

(一九九五年三月二六日)

消防車のサイレンの音が町のあちこちから引きも切らず鳴り響く。このすさまじい騒音とひっきりなしに起る余震。とても眠れたものでない。

家具は洋服ダンスを除いてすべて倒れた。倒れた冷蔵庫や洗濯機から、卵などの食糧や水が床にぶちまけられ、作り付けの棚からは扉が開き中のものが飛び出した。

心配したのは本とフロッピーである。部屋が本箱にロックされて開かない。仕方なく、ドライバーと金槌で、ドアに入れるほどの穴を開けて中に入った。三方から複雑に倒れ込んでいる本箱をやっとのことで元に戻し、これまで一心に集めてきた本の無事と、近々本にまとめるべく書き溜ってきたフロッピーの無事を確認したときは本当に安堵した。感謝感激である。

三日目の朝、このフロッピーとわずかの着替えを持って、西宮北口駅まで歩いて脱出した。途中、避難民の一人としてテレビ朝日で取材されたりもした。そして、現在も避難生活をしている。修理が済むまでの辛抱である。

このごろ、路上の家屋が片付き始め、ほとんどどの道が通れるようになつたので、帰つたときにはあちこち歩き回つて。やはり瓦礫のあちこちに、花束が置かれている。新聞で知つたのだが、やはり、この地区が最も死者が多くなつた。一〇〇人を越える人々が我家の近く周辺で亡くなつていて。

だが、悲しみはそれだけに止まらない。慣れ親しんだ近所の店が、市場が一瞬の内に消えてしまつたのだ。今はまだ瓦礫が残つて、自分がどこを歩いているか分かる。だが、瓦礫がなくなつたとき、思い出の一杯詰まつたこの町は、地球上から消えてしまうのだ。

震災によってたくさんのものを失つた。だが、得たものもたくさんある。地震によって、頭の中の雜念がぐらぐらと崩れ落ちたような気がする。もう一つは行政とは何かということが分かつてきのことだ。

避難所に今も暮らす人々を見るのはつらい。政府が説明する対策では、あの人達の多くは救われない。復興(経済)優先の原理で動いているからだ。援助してそのお金が再生産に回る可能性の低い弱者には、お金を授下したくないようだ。人命や人権よりも、復興が大切なのだろう。その急先鋒が神戸市だ。

自然破壊が大好きで、住民の気持ちを無視して開発と採算性を優先させてきた神戸市。ここに書く余裕はないが、震災はこうした神戸市の体質を、まさまで実感させてくれた。

地方自治への無関心のツケが、取り返しがつかないほどたまつてしまつていていることに、やつと気付いたしたいである。